

鎌倉市災害廃棄物処理計画の概要

1 計画の概要

本計画は、災害対策基本法に基づき、国指針及び県計画等との整合を図り、改訂するものである。

2 計画の目的

災害が発生した際、市民の生活基盤の早期復旧と生活環境の保全を図る必要がある。本計画は、復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物を適正かつ迅速に処理し、廃棄物に起因する初期の混乱を最小限に抑えることを目的として、平成30年3月策定の現計画を改訂するものである。

3 計画施行日

令和8年(2026年)4月1日(予定)

※平時から本計画の点検を行うとともに、災害廃棄物処理対策に関わる方針や被害想定の見直し、新たな知見等に応じて、適宜、計画内容の見直しを行うこととする。

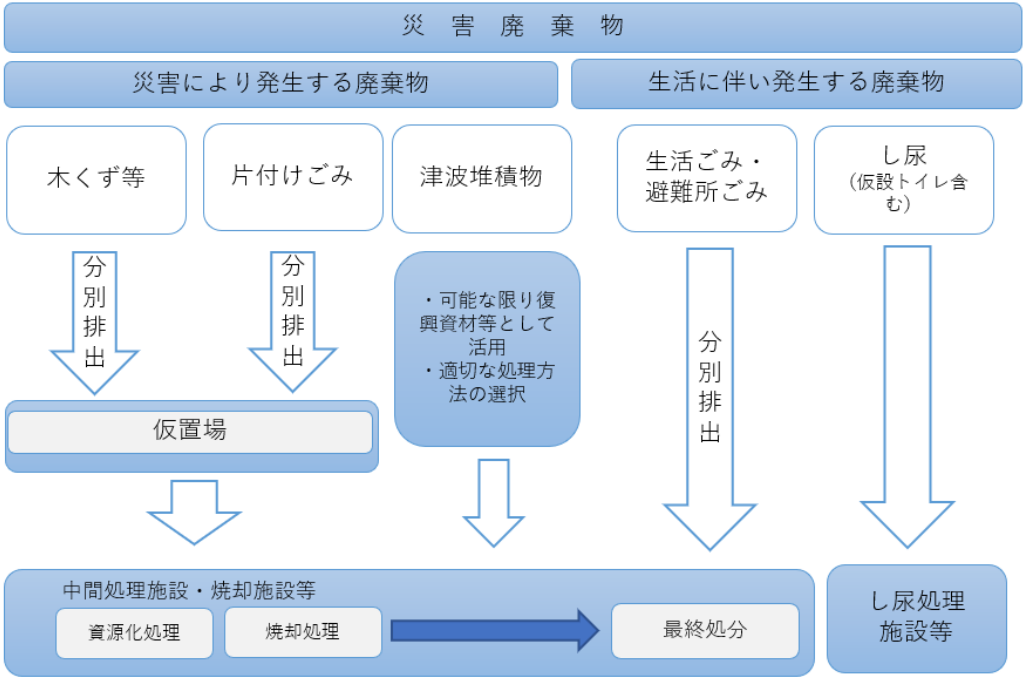
4 災害廃棄物処理計画の概要

(1) 対象とする災害

地震災害	都心南部直下地震	7.3M	横浜市・川崎市を中心に震度6強
	神奈川県西部地震	6.7M	県西地域で震度6強
	三浦半島断層群地震	7.0M	横須賀三浦地域で震度6強
	南海トラフ巨大地震	9.0M	県西地域で震度6弱
	大正型関東地震	8.2M	湘南地域・県西地域を中心に震度7
風水害	平成16年 台風22号及び23号		

(2) 対象とする災害廃棄物

- ①災害により発生する廃棄物(がれき等)
- ②生活に伴い発生する廃棄物(生活ごみ/避難所ごみ/し尿)



- (3) 処理方針
 - 方針1:計画的かつ効率的な処理
 - 方針2:生活環境の保全
 - 方針3:迅速かつ衛生面、安全面に配慮した対応
 - 方針4:リサイクル・減量化の推進
 - 方針5:関係機関との連携
- (4) 庁内体制
 - ・災害対策本部が設置され、環境部内に3班8担当を置く。
 - ・情報収集、連絡手段等を整理
- (5) 協力・支援体制
 - ・国、自衛隊、警察、消防、神奈川県、他自治体等の広域的な協力体制を整理
- (6) 災害廃棄物処理
 - ア 災害により発生する廃棄物
 - ・対象となる災害ごとに発生量を推計
 - ・仮置場イメージ図(案)及び管理運営方法、収集運搬方法、配慮すべき事項(思い出の品、歴史的遺産・文化財の取扱い等)を整理
 - イ 生活に伴い発生する廃棄物
 - ・対象となる災害ごとに発生量を推計
 - ※本市の特徴から避難者だけでなく、観光客を含めた帰宅困難者により発生する災害廃棄物も算出
 - ・収集運搬方法、分別・処理・再資源化の方針を整理
- (7) 平時の準備・対応
 - ・収集運搬ルートや仮置場候補地の検討、資機材等の事前確保及び管理、職員の教育・訓練について整理
- (8) その他事項
 - ・補助金の活用、災害廃棄物実行計画の策定等を整理

5 改訂のポイント

- ① 国が定める環境省防災業務計画・災害廃棄物対策指針、神奈川県災害廃棄物処理計画・災害廃棄物処理業務マニュアルの改訂を踏まえた、計画内容の見直し
- ② 国「災害廃棄物処理計画策定・点検ガイドライン」を踏まえた、計画内容の確認及び見直し
- ③ 神奈川県地震被害想定調査の公表を踏まえた、災害廃棄物発生量の推計見直し
- ④ 災害協定を締結した民間事業者との検討経過を踏まえた、計画内容の見直し